

令和 7 年度 第 1 回東峰村地域公共交通活性化協議会

日 時 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午前 10 時 30 分～

場 所 保健福祉センターいずみ館 多目的ホール

～ 会 次 第 ～

1. 会長あいさつ

2. 報告事項

①委員の交代（p 5～ 資料 1）

- ・現委員の任期（R6. 7. 14～R8. 7. 13 の 2 年間）
- ・設置要綱第 5 条第 2 項に基づき、以下の 4 名の委員が交代となります。
 - 「東峰村 副村長 野口善規」
 - 「国土交通省九州運輸局福岡運輸支局 支局長 永松靖二 様」
 - 「東峰村区長会 会長 中崎増男 様」
 - 「東峰村区長会 副会長 柳瀬圭三 様」

②乗合タクシーの事故について（p 8 資料 2）

- ・R7. 5. 14 に朝倉市杷木朝便の走行中、事故が発生。
- ・同日中に村公式 HP、各報道機関に公表。
- ・東峰村乗合タクシーの使用車両変更について
 - （1）交通事業者にノア 1 台ずつ、村公用車（シエンタ、ハイエース）1 台ずつの計 4 台で運行していたが、事故のため臨時的にノア 1 台を村公用車のリーフで運行するように変更。
 - （2）車両変更は、軽微な変更届出扱いとして、変更した日から 30 日を経過する日までに福岡運輸支局へ申請する必要がある、車種区分に決まりは無し。
※現在、福岡運輸支局への申請準備中

③B R Tの利用状況等について

- ・九州旅客鉄道 株式会社 筑豊篠栗鉄道事業部 部長 富永哲男 様より報告

④東峰村乗合タクシーの実績報告について（p 9～ 資料3）

- ・交通空白地有償運送新任運転者講習 受講者数
R7.2.15 受講者 6 名 → 講習修了者 計 18 名
- ・利用実績については別紙参照

⑤朝夜便・日中便（非予約型・定時定路線）の通過時刻の調整について

（p 1 5 資料4）

3. 協議

①地域公共交通計画認定申請について（p 1 6～ 資料5）

- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る計画認定申請。
- ・令和8年度（R7.10.1～R8.9.30）の事業実施にあたり、計画認定申請を行う。
→申請期限 R7.6.30 まで
- ・申請主体は地方自治体ではなく協議会。
- ・令和7年度（R6.10.1～R7.9.30）分は認定済。

4. その他

①東峰村シェアサイクル導入実証事業について（p 2 7～ 資料6）

②各機関からの報告事項

東峰村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	区 分	所 属	役 職	氏 名	備考（代理出席等）
1	東峰村長又はその指名する者	東峰村	副村長	野口 善規	
2	鉄道事業者	九州旅客鉄道 株式会社 筑豊篠栗鉄道事業部	部長	富永 哲男	
3	一般乗合旅客自動車運送事業者	西鉄バス久留米 株式会社	営業本部長	下川 裕二	
4	一般旅客自動車運送事業者	小石原観光タクシー 株式会社	取締役	梶原 伯夫	
5	一般旅客自動車運送事業者	合同会社 東峰	代表社員	赤尾 太	
6	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	福岡県筑後地区タクシー協会	専務理事	國友 真	
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	西鉄グループバス労働組合	執行委員長	茂島 健嗣	
8	関係行政機関	国土交通省九州運輸局 福岡運輸支局	支局長	永松 靖二	辻 美貴善 (企画調整担当課長)
9	関係行政機関	福岡県企画・地域振興部 交通政策課	課長補佐	三重野 直美	長田 佑一 (主任主事)
10	関係行政機関	福岡県朝倉県土整備事務所 道路課企画班	地域整備主幹	中島 慎太郎	欠 席
11	関係行政機関	朝倉警察署	交通課長	柴山 隆巳	
12	関係行政機関	東峰村議会	議長	伊藤 均	
13	村民又は利用者の代表	東峰村区長会代表	会長	中崎 増男	
14	村民又は利用者の代表	東峰村区長会代表	副会長	柳瀬 圭三	欠 席
15	村民又は利用者の代表	タクシー利用者		井上 宗次	
16	村民又は利用者の代表	東峰村社会福祉協議会	会長	岩田 渉	和田 博 (事務局長)
17	学識経験者	九州産業大学 理工学部 情報科学科	教授	稲永 健太郎	

オブザーバー

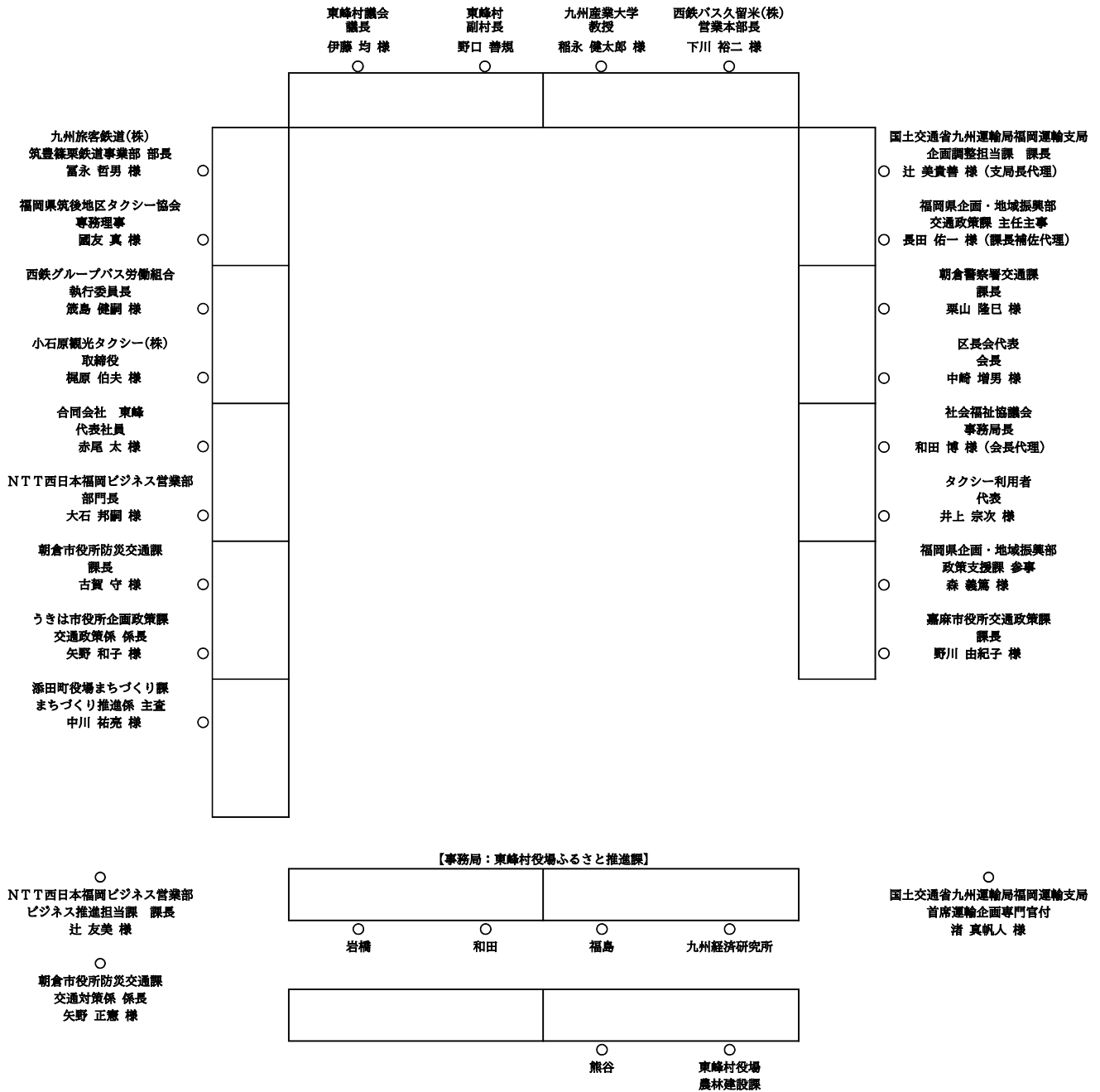
1	福岡県企画・地域振興部 政策支援課 地域政策第4班	参事	森 義篤	
2	NTT西日本福岡ビジネス営業部 ビジネス推進部門 ビジネス推進担当課	部門長	大石 邦嗣	
		課長	辻 友美	
3	朝倉市役所防災交通課 交通対策係	課長	古賀 守	
		係長	矢野 正憲	
4	うきは市役所企画政策課 交通政策係	係長	矢野 和子	
5	添田町役場まちづくり課 まちづくり推進係	主査	中川 祐亮	
6	嘉麻市役所交通政策課 交通政策係	課長	野川 由紀子	
7	日田市役所地域振興課 公共交通係	主査	進 和宏	欠 席
8	東峰村役場農林建設課 建設係	課長補佐	古賀 英彦	

事務局

1	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	課長	岩橋 俊典	
2	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	課長補佐	和田 勲	
3	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	係長	熊谷 貴範	
4	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	主任主事	福島 彰隆	
5	株式会社 九州経済研究所 企画戦略部	研究員	新入 智哉	

東峰村地域公共交通活性化協議会 配席図

- 令和7年5月30日（金）10：30～
- 保健福祉センター いずみ館 多目的ホール



東峰村地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和4年7月8日

告示第25号

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、地域の実情に応じた旅客輸送の確保等について協議を行うため、東峰村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通計画の策定及び変更に関する事
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事
- (3) 地域公共交通計画に定められた事業に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通の活性化に必要な事
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東峰村長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 村民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者
- (9) 公安委員会又は交通管理者
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監 事 1名

2 会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計監査を行う。

4 監事は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

5 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第9条 協議会は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 協議会に提案され、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更

(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項

(3) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第 10 条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、ふるさと推進課において処理する。

(経費及び財務)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 協議会の開催に係る経費は、東峰村において負担する。

3 その他協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

付 則

この告示は、令和 4 年 7 月 1 4 日から施行する。



令和 7 年 5 月 1 4 日

東峰村乗合タクシー（のるーと東峰）走行中の交通事故の発生について

本日、東峰村乗合タクシー（のるーと東峰）杷木便の走行中に案内標識板に衝突する事故が発生しました。

乗車しておりました 2 名の方とそのご家族には深くお詫び申し上げます。

今後、こうした事故が起こらないよう、運行事業者と連携し安全運転の徹底と再発防止に努めてまいります。

1. 事故発生時

令和 7 年 5 月 1 4 日（水） 午前 6 時 40 分頃

2. 発生場所

朝倉市杷木林田 90 番地 3 付近

3. 事故の状況

東峰村乗合タクシーが走行中に歩道に乗り上げ案内標識板に衝突しました。乗車していた方 2 名は病院に搬送され、検査・治療を受けております。

事故の原因については現在調査中です。

本件についてのお問い合わせ先
東峰村役場 ふるさと推進課
電話 0946-72-2312（直通）

東峰村乗合タクシーの実績報告について

《のーと東峰（東峰村乗合タクシー）》の概要（R7.3村広報誌より引用）

令和7年4月1日の西鉄バス（杷木～小石原線）廃線に伴い、日中に東峰村と朝倉市杷木を往復する日中便を令和7年4月1日から新たに加え、3つの区分で「のーと東峰^{※1}」を運行することとなります。

朝夜便および日中便の時刻表については、下記QRコードにてご確認ください。

なお、時刻表については通過時刻の目安となり各地点で停車するものではありませんのでご注意ください。

※1 道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送制度の乗合タクシー

【運行イメージ図】

通過時刻の詳細はこちら



【運行区分】

◆村内便（緑範囲内）【ドアtoドア方式】

これまで運行している予約型の便です。

◆朝夜便（青の行路）【定時定路線方式】

令和6年10月より事前予約不要で通学・通勤等の時間帯に運行している便です。フリー乗降制^{※2}。

◆日中便（赤の行路）【定時定路線方式】

令和7年4月1日から西鉄バスの廃線により新しく運行を始める便です。事前予約不要。フリー乗降制。

※2 自分の乗り降りしたい場所で乗降できる制度



※ ←→ 途中区間は乗降できません。

村内便について

運行日時	8：30～17：00（12/29～1/3のみ運休）	
対 象	すべての方が利用できます。 ※未就学児のみでの利用はできません。	
運行区域	東峰村全域（ 左ページの緑の範囲内 ）	
	令和7年4月1日より大分県日田市大鶴の「井上鶴川堂」で乗降可能。（追加）	
運 賃	・ 中学生以上	300円
	・ 小学生	150円
	・ 保護者同伴の未就学児	無料
	・ 村内在住の65歳以上の高齢者 （ シニアカード を掲示してください。）	150円
	・ 障害者手帳の所持者	150円
	・ 障害者手帳所持者の介助者	無料
利用方法	電話もしくはLINE・アプリから予約してください。	

朝夜便について （杷木[バス停]～東峰村区間）

運行日時	《朝便》小石原庁舎6：00発 杷木バス停6：50着（平日のみの運行） 《夜便》杷木バス停19：15発 小石原庁舎20：05着（平日のみの運行）	
対 象	すべての方が利用できます。 ※未就学児のみでの利用はできません。	
運行区域	小石原庁舎＝宝珠山駅＝杷木バス停（ 左ページの青の行路 ）	
運 賃	以下、 村内便 を基準とした「 中学生以上 」の運賃を記載しています。 他の区分に対する割引の適用率は同様となります。	
	・ 乗降の いずれも 村内間でした場合	300円
	・ 乗降の いずれかを 村外(杷木)でした場合	600円
利用方法	事前予約不要で、 青の行路上 であれば乗降自由です。 <u>手を挙げるなど運転手に分かるように乗降の意思をお伝えください。</u> ※村外行路では杷木バス停のみ乗降が可能です。	

日中便について （杷木[バス停向かい側の商工会駐車場]～東峰村区間）

運行日時	8：30～17：30（12/29～1/3のみ運休）	
対 象	すべての方が利用できます。 ※未就学児のみでの利用はできません。	
運行区域	小石原庁舎＝宝珠山駅＝棚田交流館＝杷木バス停（ 左ページの赤の行路 ）	
運 賃	以下、 村内便 を基準とした「 中学生以上 」の運賃を記載しています。 他の区分に対する割引の適用率は同様となります。	
	・ 乗降の いずれも 村内間でした場合	300円
	・ 乗降の いずれかを 村外(杷木)でした場合	600円
利用方法	事前予約不要で、 赤の行路上 であれば乗降自由です。 <u>手を挙げるなど運転手に分かるように乗降の意思をお伝えください。</u> ※村外行路では商工会駐車場のみ乗降が可能です。	

◆村内便（予約型）の実績

	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7. 3	R6実績	R7. 4
登録者数（下段：累計）	33 (231)	21 (252)	15 (267)	14 (281)	11 (292)	20 (312)	27 (339)	16 (355)	11 (366)	21 (387)	24 (411)	24 (435)	250 (435)	25 (460)
乗客数	264	267	242	252	177	227	293	321	304	252	275	344	3,218	327
日当たり乗客数	8.8	8.6	8.1	8.1	5.7	7.6	9.5	10.7	10.9	9.0	9.8	11.1	9.0	10.9
日当たり乗客数（平日）	10.8	10.6	9.3	9.2	6.7	9.1	10.1	10.5	10.9	10.9	12.8	12.5	10.2	11.0
日当たり乗客数（土曜）	5.3	8.3	8.2	9.8	3.4	9.8	11.8	13.3	11.3	6.8	5.8	11.4	8.7	16.3
日当たり乗客数（日曜・祝）	3.2	2.9	3.2	2.2	4.0	2.3	4.6	9.7	3.8	3.4	3.5	6.2	4.1	6.2
1利用あたりの乗客数	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.4
ユニークユーザー数	33	46	44	37	36	27	40	39	48	40	45	53	41	42
予約件数（※キャンセル件数除く）	217	237	214	206	150	166	214	229	243	193	232	251	2,552	239
キャンセル件数	67	40	34	40	43	29	49	18	29	38	31	51	469	38
キャンセル率（%）	23.6	14.4	13.7	16.3	22.3	14.9	18.6	7.3	10.7	16.5	11.8	16.9	15.5	15.9

・R6.4月とR7.4月を比較すると1.23倍と利用者は増加。

・登録者数は、村内居住者286人（62.2%）、村外居住者174人（37.8%）。

◆朝夜便（非予約型・定時定路線）の実績

	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7. 3	R6実績	R7. 4
乗客数							11	40	37	35	21	26	170	51
日当たり乗客数							0.5	1.9	1.9	1.6	1.0	1.4	7.7	1.7

	朝便	夜便	合計
乗客数（R6. 10）	5	6	11
乗客数（R6. 11）	23	17	40
乗客数（R6. 12）	19	18	37
乗客数（R7. 1）	20	15	35
乗客数（R7. 2）	11	10	21
乗客数（R7. 3）	15	11	26
乗客数（R7. 4）	30	21	51
合計	123	98	221

- ・ R6. 10月5日から西鉄バス浮羽支線減便に伴い、10月7日より平日のみ運行を開始。
- ・ R7. 4月1日から、通学者用の定期券を導入し、4月は通学への利用者が増加。（定期券申請者3名）
- ・ 1便あたりの最大利用者数は3名。

◆日中便（非予約型・定時定路線）の実績

	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7. 3	R6実績	R7. 4
乗客数													-	142
日当たり乗客数													-	4.7
日当たり乗客数（平日）													-	5.9
日当たり乗客数（土曜）													-	1.8
日当たり乗客数（日曜・祝）													-	2.4

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	合計
乗客数（R7. 4）	54	27	11	14	15	21	142

- ・R7. 4月1日から西鉄バス浮羽支線廃線に伴い、朝夜便に加えて運行を開始。（土日祝も運行）
- ・便によって利用者数に差はあるが、全く利用されない便は無し。
- ・1便あたりの最大利用者数は4名。

◆登録者数の年代別割合(R6. 4. 1～R7. 3. 31) ※村内便予約型利用時のみ登録が必要

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
登録者数	13	16	31	39	73	45	39	68	83	28	435
割合 (%)	3.0	3.7	7.1	9.0	16.8	10.3	9.0	15.6	19.1	6.4	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

- ・80代に次いで、40代の登録者が多い。

◆乗客数の年代別割合(R6. 4. 1～R7. 3. 31) ※村内便＋朝夜便

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明	合計
乗客数	5	18	49	21	103	30	107	513	1,424	921	197	3,388
割合 (%)	0.1	0.5	1.4	0.6	3.0	0.9	3.2	15.1	42.0	27.2	5.8	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

- ・不明は「予約者以外に現地で追加乗車された乗客数」と「朝夜便の乗客数」
- ・70代から90代以上の利用で全体の84%を占めている。

◆予約方法の内訳(R6. 4. 1～R7. 3. 31)

	電話予約	LINE	アプリ	Web	合計
件数	2,327	111	111	3	2,552
割合 (%)	91.2	4.3	4.3	0.1	100.0

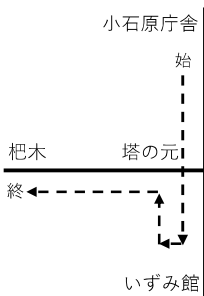
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

- ・電話予約の割合が9割であり、高齢者の利用割合とほぼ同じ割合である。

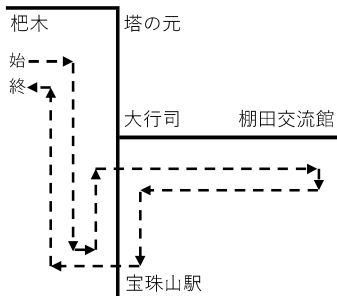
◆通過時刻表

朝 便	【早朝便】小石原庁舎発 → 宝珠山駅経由 → 杷木バス停行												
	庁舎	釜床	のり	塔の元	いずみ館	西念寺前	公東福井	宝珠山駅	公東福井	西念寺前	いずみ館	塔の元	杷木
イ	6:00	6:04	6:10	6:15	6:20	6:23	6:24	6:25	6:26	6:27	6:30	6:35	6:50
2 便	杷木商工会駐車場発 → 宝珠山ルート → 杷木商工会駐車場行												
	杷木	塔の元	屋敷	いずみ館	西念寺前	公東福井	宝珠山駅	公東福井	西念寺前	中原団地	格納庫前	馬場	交流館
	9:20	9:35	9:37	9:40	9:43	9:44	9:45	9:46	9:47	9:54	9:55	9:58	10:00
3 便	杷木商工会駐車場発 → 小石原ルート → 杷木商工会駐車場行												
	杷木	塔の元	東	のり	蔵貫	黒谷	鶴	釜床	庁舎	小石原	庁舎	釜床	黒谷
	11:15	11:30	11:33	11:35	11:37	11:38	11:40	11:41	11:45		12:45	12:49	12:50
4 便	杷木商工会駐車場発 → 宝珠山ルート → 杷木商工会駐車場行												
	杷木	塔の元	屋敷	いずみ館	西念寺前	公東福井	宝珠山駅	公東福井	西念寺前	中原団地	格納庫前	馬場	交流館
	13:25	13:40	13:42	13:45	13:48	13:49	13:50	13:51	13:52	13:59	14:00	14:03	14:05
5 便	杷木商工会駐車場発 → 小石原ルート → 杷木商工会駐車場行												
	杷木	塔の元	東	のり	蔵貫	黒谷	鶴	釜床	庁舎	小石原	庁舎	釜床	黒谷
	15:20	15:35	15:38	15:40	15:42	15:43	15:45	15:46	15:50		16:55	16:59	17:00
6 便	杷木商工会駐車場発 → 宝珠山駅経由 → 杷木交流館行												
	杷木	塔の元	屋敷	いずみ館	西念寺前	公東福井	宝珠山駅	公東福井	西念寺前	中原団地	格納庫前	馬場	交流館
	16:45	17:00	17:02	17:05	17:08	17:09	17:10	17:11	17:12	17:19	17:20	17:23	17:30
夜 便	【夜便】杷木バス停発 → 宝珠山駅経由 → 小石原庁舎行												
	杷木	塔の元	いずみ館	西念寺前	公東福井	宝珠山駅	公東福井	西念寺前	いずみ館	塔の元	のり	釜床	庁舎
	19:15	19:30	19:35	19:38	19:39	19:40	19:41	19:42	19:45	19:50	19:55	20:01	20:05

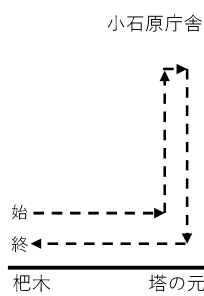
1便の運行ルート



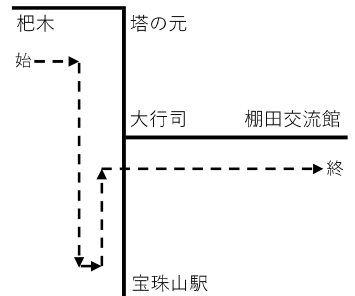
2便・4便の運行ルート



3便・5便の運行ルート



6便の運行ルート



【利用者及び利用実態に対する意見】

- ・アについて、6便の発時刻が下校時間に合わず利用が出来ない。（通学利用者）
- ・イについて、通過時刻通りに運行するためには法定速度以下で走らなければならない。（ドライバー）

【対応（案）】

- ・事務局で変更案を検討した上で、交通事業者、関係機関等と調整の上、時刻表の見直しを行い、広報を図る。
- ・時刻表確定後、協議会委員に通知を行う。

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

7 東ふ第 4 4 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 東峰村地域公共交通活性化協議会
住 所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6 4 2 5
代 表 者 氏 名 会長 野口 善規

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 日

(名称) 東峰村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本村における公共交通網は、村内においては宝珠山地区から福井地区の接続を担い、地域間においては添田町や大分県日田市方面との接続を担う「日田彦山線 BRT ひこぼしライン」と、村内において小石原地区から小石原鼓地区、福井地区の接続を担い、地域間においては朝倉市方面との接続を担う「路線バス（杷木 - 小石原線）」といった2つの地域間幹線系統と、地域内フィーダー系統としての機能を持つ「タクシー」にて構成されていたが、路線バスにおいては令和7年4月1日をもって廃線となっている。

村民が日常生活を送るうえで必要な近距離の移動を担う公共交通が十分に整備されていない状況に対し、令和5年8月より「自家用有償旅客運送（東峰村乗合タクシー）」の実証運行を行い、令和6年10月から本格運行を開始し、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として重宝されている。また、路線バス廃線後の代替交通として東峰村乗合タクシーを朝倉市杷木まで延伸させることで、通院や買い物といった生活を送る上で不可欠な村民の移動手段を確保・維持している。

東峰村乗合タクシーは、村民の生活交通を確保するのみでなく、地域間幹線系統であるBRTを起点とした二次交通として位置付け、公共交通による村内周遊を可能にし、地域間幹線系統であるBRTの支線として効果的に連動し、地域交通の全体的な活性化を図ることも目指しているが、自治体の運営努力だけでは自家用有償旅客運送の維持は難しい状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、自家用有償旅客運送（東峰村乗合タクシー）の運行を確保・維持することで、村民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本村の地域交通において重要な役割を担う東峰村乗合タクシーの安定した運行体制を構築することにより、すべての人にとって使いやすい地域交通を形成し、地域の未来を守る公共交通体制を構築する。

東峰村公共交通計画 基本方針Ⅰ すべての人にとって使いやすい地域交通の形成
東峰村公共交通計画 基本方針Ⅱ 地域の未来を守る公共交通体制の構築

■東峰村乗合タクシーの利用者数

現状値（R6（R6.4.1～R7.3.31））

R6 村内便 3,218 人 R6 朝夜便 170 人 計 3,388 人

目標値（R8）：6,949 人/年 ※R9年度目標値の約95%

村内便 R6.4 実績 264 人 →×1.23 R7.4 実績 327 人

R6 実績 3,218 人×1.20=3,861 人 (R7) ×1.20=4,633 (R8)

朝夜便 R7.4 実績 51 人×12 ヶ月=612 人

日中便 R7.4 実績 142 人×12 ヶ月=1,704 人

■東峰村乗合タクシーの収支率

現状値（R6）：2.8%

(568 千円（運賃収入）/20,177 千円（運行委託費+AI システム費）)

目標値（R8）：7.0% ※R9年度目標値

■東峰村乗合タクシーの運行における財政負担

現状値（R7）：32,609 千円（運行委託費+AI システム費）)

目標値（R8）：23,480 千円 ※R9年度目標値

(東峰村地域公共交通計画 P91、P93より)

(2) 事業の効果

自家用有償旅客運送による東峰村乗合タクシーを引き続き運行することで、村民の生活手段を維持することに加え、BRTとの接続を確保することで地域交通全体の利便性向上及び利用者数の増加、収支率の向上が期待される。

また、令和7年4月からは西鉄バス廃線を踏まえ新たな区域運行を導入しており、村民の利便性を確保している。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

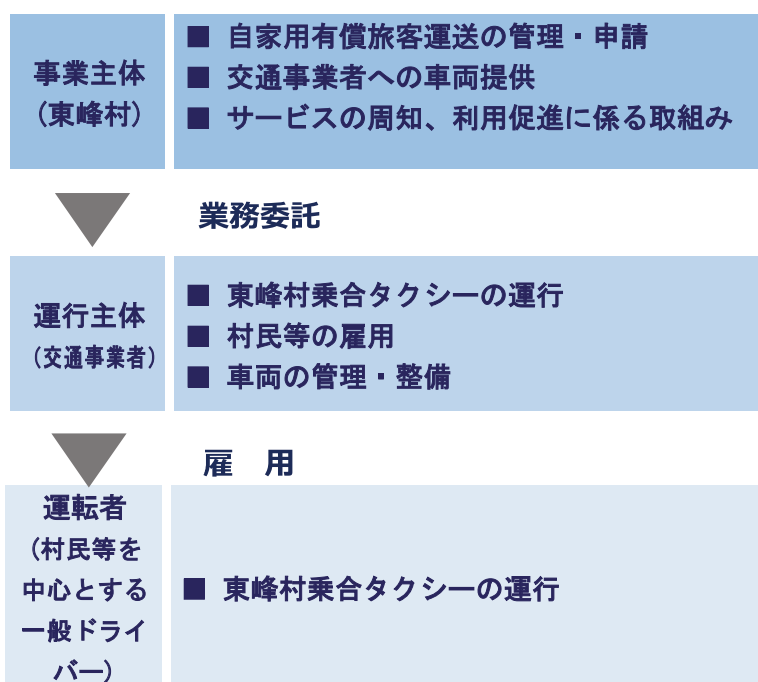
【事業】事業内容自家用有償旅客運送の導入

利用者の希望に応じて自由な経路、ダイヤで運行する「東峰村乗合タクシー※」を令和5年8月から実証運行を行い、令和6年4月からは自家用有償旅客運送（事業者協力型）の制度を活用し、村、交通事業者、村民等が一体となって本村の公共交通の利便性を確保する体制を構築している。

※令和6年10月から本格運行開始中

【実施主体（及び実施体制）】

本村を主体とした自家用有償旅客運送を導入し、地元の交通事業者及び村民等の協力により東峰村乗合タクシーを運行する。



参考) 東峰村乗合タクシーの運行概要

利用者の希望に応じた自由経路・自由ダイヤ型の区域運行を行い、運行エリアは東峰村全域とする。

運行日時：別紙添付

運行方式：自家用有償旅客運送による自由経路・自由ダイヤ型の区域運行

運行区域：東峰村全域、朝倉市、日田市へ一部区間

自家用有償旅客運送の主体：東峰村

運送の種別：交通空白地有償運送

運送しようとする旅客の範囲：地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者								
表 1 を添付								
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額								
補助対象経費から国庫補助額を差し引いた額は、予算の範囲内で東峰村が負担するものとする。東峰村乗合タクシーについては朝倉市の一部、日田市の一部へ乗り入れている区域があるが、両市は当該区域に係る費用負担を行っていないため、両市の地域公共交通計画には補助対象系統として位置づけられていない。								
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法								
目標・効果の評価手法								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th><th>評価手法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東峰村乗合タクシーの利用者数</td><td>村で把握する運行実績をもとに評価を行う。</td></tr> <tr> <td>東峰村乗合タクシーの収支率</td><td>運賃収入を運行経費で除することにより収支率を算出し評価を行う。</td></tr> <tr> <td>東峰村乗合タクシーの運行における財政負担</td><td>村の財政負担額による評価を行う</td></tr> </tbody> </table>	目標	評価手法	東峰村乗合タクシーの利用者数	村で把握する運行実績をもとに評価を行う。	東峰村乗合タクシーの収支率	運賃収入を運行経費で除することにより収支率を算出し評価を行う。	東峰村乗合タクシーの運行における財政負担	村の財政負担額による評価を行う
目標	評価手法							
東峰村乗合タクシーの利用者数	村で把握する運行実績をもとに評価を行う。							
東峰村乗合タクシーの収支率	運賃収入を運行経費で除することにより収支率を算出し評価を行う。							
東峰村乗合タクシーの運行における財政負担	村の財政負担額による評価を行う							
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>								
※該当なし								
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>								
※該当なし								
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>								
※該当なし								
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>								
表 5 を添付								
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>								
※該当なし								

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(1) 東峰村地域公共交通活性化協議会開催状況

令和4年7月14日(木)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・東峰村地域公共交通計画策定について

令和4年10月27日(木)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・東峰村地域公共交通計画策定について
 - ・実証実験について

令和5年2月13日(月)から2月26日(日)

東峰村地域公共交通計画(案)に対するパブリックコメント募集

令和5年3月2日(木)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・東峰村地域公共交通計画(案)承認について
 - ・乗合タクシー実証実験の結果について

令和5年6月8日(木)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・自家用有償旅客運送(乗合タクシー)の導入について

令和5年10月17日(火)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・乗合タクシーの状況報告について
 - ・東峰村地域公共交通計画の見直しについて
 - ・東峰村地域公共交通利便増進実施計画の策定について

令和6年2月20日(火)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・乗合タクシーの運賃について
 - ・西鉄バス浮羽支線の廃線について
 - ・東峰村地域公共交通計画等の見直しについて

令和6年6月20日(木)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会(書面開催)
- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の申請について
《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》

令和6年7月30日(火)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・乗合タクシーの朝倉市杷木乗り入れについて

令和6年12月25日(水)

- 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催
- ・乗合タクシーの大分県日田市までの乗り入れについて
 - ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の変更申請について

令和7年5月30日(金)

- ・令和8年度地域公共交通確保維持改善事業の申請について
《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》

その後も随時開催予定

19. 利用者等の意見の反映状況

①路線バスの乗降調査

東峰村の路線バスについて乗降調査を実施することで、バスの利用状況や移動の様子を把握し、公共交通に関する課題や潜在的なニーズを抽出・整理した。

調査期間：第1回 2021年11月18日（木）～2021年11月21日（日）

第2回 2022年07月11日（月）～2022年07月17日（日）

対象路線：西鉄バス 小石原 - 杷木区間

調査方法：対象区間における調査員の乗り込み調査

②村民へのアンケート調査

村民に対しアンケート調査を行うことで、移動ニーズやバスの利用実態、バスに対する要望や意見等を把握し、バスへの課題や潜在的なニーズを抽出・整理した。

調査期間：2021年12月～2022年1月

対 象 者：東峰村の住民684名（回答者261名・回収率38.2%）

調査方法：村民全戸への配布、郵送での回収。

調査項目：

- ・外出の目的、外出の際の移動手段
- ・通院について（通院施設・移動手段）
- ・買い物について（利用施設・移動手段）
- ・通勤通学について（通勤通学先・移動手段）
- ・この1年間に利用した公共交通機関
- ・公共交通機関を利用しない理由
- ・公共交通（コミュニティバス・乗合タクシー）の評価 等

上記の調査により、始点から終点まで1人も乗車しない「空バス」が発生していることや、運転免許証について2割以上が持っていない（返納した）こと、車やバイクの所有について2割以上が自分自身の車やバイクを持っていないことを把握したため、本村の地域公共交通計画策定の方向性の1つに「人材不足や利用者の減少等、公共交通を取りまく環境がより一層厳しくなることを想定し、安定した地域交通運営に向けて現段階から長期目線での対策を講じる」ことを設定した。

（東峰村地域公共交通計画 P34～39、P43～63より）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425

（所 属） 東峰村地域公共交通活性化協議会

（氏 名） 事務局 福島 彰隆

（電 話） 0946-72-2312

（e-mail） furusui@vill.toho.fukuoka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
東峰村	東峰村	(1) 東峰村乗合タクシー		・東峰村 村内全域 ・朝倉市杷 木地区 ・大分県日 田市大鶴 地区		.km .km	359日	4,191.0回			区域	①、②(1)	補助対象地域間幹線系統であるJR九州バス(株)の日田彦山線BRT・宝珠山停留所、大行司停留所、筑前岩屋停留所にて接続	③
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東峰村
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	1,899
交通不便地域等	1,899

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,899人	全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
東峰村地域公共交通計画	令和6年2月	－
東峰村地域公共交通利便増進実施計画	令和6年2月	－

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和 7 年度東峰村シェアサイクル導入実証事業について（案）

【目的】

日田彦山線 BRT 沿線エリア MaaS 実証実験の一環として、東峰村内 BRT 駅から観光地までのアクセス手段の確保及び地域の周遊促進を図るため、シェアサイクル（電動アシスト自転車）を実験的に導入し、その効果や課題を検証するもの。

※以下、下段は令和 6 年度実証事業の実績を記載

【実証期間】

4 ヶ月間（令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 12 月 26 日）

（3 ヶ月間（令和 6 年 11 月 8 日～令和 7 年 1 月 31 日））

【ポート数】

4 ポート（筑前岩屋駅、大行司駅、宝珠山駅、道の駅）

（3 ポート（筑前岩屋駅、大行司駅、宝珠山駅））

【台数】

12 台（各ポートに 3 台ずつ配置）

（9 台（各ポートに 3 台ずつ配置））

【料金設定】

4 時間 800 円、24 時間 1,500 円

（4 時間 800 円、24 時間 1,500 円）

【概算費用】

5,500 千円（税込）程度

（3,000 千円（税込）程度）

【実施主体】

日田彦山線 BRT 沿線エリア MaaS 検討会議